

事業名	子育て世帯見守り訪問事業
------------	--------------

セールスポイント	・子育て世帯の孤立・孤独解消や、児童虐待予防・早期発見のため、育児支援品に引き換えられるクーポン等の配付を通じた見守り訪問事業を実施します。
-----------------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見のため、外出もままならない産後に子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整えることが急務となっている。

現在、生後から4か月までに1回訪問を行うこにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)から、1歳のバースデイ訪問まで、全世帯への訪問による見守り支援がない状況となっており、支援の充実を図ることとした。

2. 目的

子育て世帯の孤立・孤独解消や、児童虐待予防・早期発見

3. 内容

研修を受けた訪問員が、育児支援品と引き換えられるクーポン等の配付およびヒアリングを行い、状況に応じて必要な支援につなげ、継続的な支援を行っていく。

また、「マイほいくえん事業」や「ホームスタート事業」をはじめとした育児支援や情報の提供もあわせて行う。

4. 対象

生後4か月から11か月までの乳児がいる子育て世帯(生まれた日の属する月を0か月とする)

5. 事業費(特財・一財内訳)

63,077千円(うち、特財33,900千円)

今後の見通し	令和5年12月 該当者へのお知らせ発送 令和6年1月 登録開始 令和6年2月 見守り訪問開始予定
---------------	--

<p>事業名</p>	<p>妊娠期からの男性育児支援</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携による男性の育児支援体制強化 ・男性も妊娠期から育児知識が得られる機会の創出 ・男性の育児への受援力(まわりに「助けて」と言える力)を高める意識の醸成を図り、安心して子育てできる環境づくりに取り組む

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

豊島区ではこれまでも、区が目指すまちの将来像に向けた中長期的なテーマとして「子どもと女性に優しいまちづくり」を推進し、待機児童ゼロや「共働き子育てしやすい街ランキング 2022」総合編 1 位受賞など一定の成果をあげてきた。しかし、日本全体の課題として、少子化が深刻な問題となっている。

女性と比較して、男性が育児等に関する知識を得る機会や産後の相談体制が乏しい現状があり、男性の育休取得が推進される一方、男性が育休を取得しても家事・育児に関わる時間や役割が少ない(「とるだけ育休」といった指摘や、心的プレッシャーなどから男性の「産後うつ」が課題となっている。

また、区の男性育児支援事業が部署ごとに分かれていることや、民間支援団体も個々で活動しており、一体的な情報提供と支援が行えていない現状となっている。

2. 目的

男性育児支援事業を実施する部署および民間支援団体が連携し、包括的でネットワーク化した支援および男性の受援力の強化を図る。

3. 内容

(1) 公民連携による男性育児支援体制の構築

男性育児支援事業を実施する部署および民間支援団体が連携し、ネットワーク化による支援体制を構築することで、豊島区の男性育児支援事業(教室や交流会、ピアサポート等)を一体的に実施する。

(2) 男性の受援力を高める啓発プロモーションの実施

- ・男性の育児支援における受援力の意識醸成を図るための啓発ツールを作成し、啓発活動を展開する。
- ・男性に向けた育児支援情報を集約し、一元的に取得できるサイトの作成等および周知活動を展開する。

(3) 男性の育児支援に向けた調査の実施

当事者へのアンケート調査および先行事例等の調査・分析を実施し、男性のニーズや志向に合った父子手帳の作成、事業の再構築等へ反映していく。

(4) 父子手帳の作成・配付および支援へつなげる仕組みづくり

妊娠期から男性向けの出産・育児知識および支援情報を届けるため(仮称)父子手帳の作成、妊娠届出時に母子手帳とともに配付し、支援へとつながる仕組みづくりを行う。配付にあたっては、シングルマザーなど様々な背景に配慮した取り扱いを保健所等の現場を中心に事前に検討を行う。

4. 事業費(特財・一財内訳)

7,000千円(特財7,000千円)

今後の見通し

令和5年11月	庁内プロジェクトチームの発足
令和6年 1月	男性の育児支援に向けた調査の実施
令和6年 3月	男性育児支援ネットワーク会議の実施
	男性の育児支援に向けた調査結果報告

<p>事業名</p>	<p>こどもつながる定期預かり事業(一時預かり事業の定期利用促進)</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業は、必要な時に空きがあればスポット利用できる仕組みであるが、定期利用の実施により、継続的に未就園児が保育園の子どもたちと関わることができるとともに、保育士が育児を支援 ・また、年間を通じて、週1、2回の一時預かりの枠を確保できるため、保護者は計画的に仕事や予定を立てやすい
<p>事業の内容</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業実施に至った経緯、背景など 令和6年度に国が開始を予定している「こども誰でも通園制度(仮称)」に先立ち、東京都の補助事業を活用して先行的に実施する。 2. 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅子育て家庭の孤立を防止し、育児不安の軽減を図る。 ・保育所等を利用していない児童が定期的に施設を利用することで、子どもの健やかな成長を図る。 3. 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を利用していない児童を、実施施設で週1回程度定期的に預かる。 ・支援計画の作成や定期的な保護者面談を行う。 4. 対象 保育所、幼稚園等を利用していない未就園児 5. 事業費(特財・一財内訳) 事業費 6,056千円(特財:6,056千円) (都)多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金 	
<p>今後の見通し</p>	<p>国の「こども誰でも通園制度(仮称)」の動向を見ながら、令和6年度に向けて事業実施を検討する。</p>

事業名	医療的ケア児保育支援事業
セールスポイント	医療的ケアが必要なお子さんを安心して受け入れられるよう、私立認可保育所に看護師配置にかかる経費を補助

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など
令和3年6月に「医療的ケア児支援法」が成立し、区では令和6年度より、区立保育園で医療的ケア児を受け入れるための体制整備を進めているが、令和5年4月に1名、私立認可保育所に医療的ケア児が入園した。
2. 目的
医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を整備するため。
3. 内容
医療的ケア児の受入れを行う私立認可保育所に対し、看護師配置に要する経費を補助する。
4. 対象
医療的ケア児の受入れを行う私立認可保育所1園
5. 事業費(特財・一財内訳)
2,640千円(特財 1,980千円、一財 660千円)

今後の見通し

今後も、医療的ケア児の受入は区立保育園を中心として取り組みつつ、私立認可保育所の協力も得ながら受入体制の充実を図っていく。

事業名	不燃化特区における感震ブレーカー配布事業
セールスポイント	関東大震災から100年の節目において、区内の安全安心をより高めるため、不燃化特区における火災危険を軽減するため、感震ブレーカーを配布。

事業の内容

1. 事業概要(経緯、背景、目的)

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災など、地震による火災の約6割は電気が原因と言われている。

関東大震災から100年の節目において、有事に備え安全・安心なまちづくりを目指すことを目的として、これらの火災を防止する有効な手段のひとつである「感震ブレーカー」を、東京都が配布する木密地域に加え、区独自に不燃化特区内の木造住宅等にも配布する。

2. 対象地域

東池袋四・五丁目地区、池袋本町・上池袋地区、補助 26・172 号線沿道地区、雑司が谷・南池袋地区、補助 81 号線沿道地の木造住宅等

3. 事業費(特財・一財内訳)

34,246千円

今後の見通し	区議会第三定例会での議決後、速やかに本事業を進め感震ブレーカーを配布していきます。
---------------	---

<p>事業名</p>	<p>公衆浴場燃料費補助事業</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>・燃料費の高騰が続いている中、湯沸かしに必要なガス・電気料金の負担が大きい区内公衆浴場の負担を軽減することで、逼迫する浴場経営の安定化に寄与する。</p>

<p>事業の内容</p>	
<p>1. これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度:区内公衆浴場に対し、ガス・電気使用浴場:月額4万円 薪・重油使用浴場:月額2万円を補助した。燃料費高騰が始まり、浴場組合豊島支部から支援が要望され、補正予算措置により下記補助額を交付した。 ・令和4年度前期:ガス・電気使用浴場:月額9万円 薪・重油使用浴場:月額7万円 ・令和4年度後期:負担額月30万円未満:月額12万円 負担額月30万円以上80万円未満:月額14万円 負担額月80万円以上:月額16万円 <p>令和5年度に入っても燃料費高騰が続く、先行きが見えないため、浴場組合豊島支部から支援要望が提出される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度当初予算では月額9万円を計上していたが、3定補正予算で9,006千円(年間)を計上することとした。 <p>2. 目的 公衆浴場の経営を安定化し、区内浴場の減少に歯止めをかける。</p> <p>3. 内容 令和5年4月分に遡及して補助金額を改定する。</p> <p>4. 対象 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合豊島支部所属の公衆浴場 15軒</p> <p>5. 事業費(特財・一財内訳)</p> <p style="padding-left: 40px;">9,006千円(令和5年4月～6年3月分補助金増額分) 特定財源 0円</p>	

<p>今後の見通し</p>	<p>令和6年度当初予算については、燃料価格変動の推移を見て補助金額を判断する。</p>
----------------------	--

事業名	幼稚園・保育所等物価高騰緊急対策事業
セールスポイント	物価高騰に直面する保育所等を支援し、安定した保育サービスの提供を継続

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

物価高騰の影響を受ける保育施設に対し、令和4年度は幼稚園・保育所等物価高騰対策支援金を2回支給した。現在も物価高騰により、光熱費や給食材料費等の必要経費が増大し、幼稚園・保育所等の経営状況は厳しさを増しており、支援が求められている。

2. 目的

東京都の補助金を活用し、物価高騰に直面する幼稚園・保育所等を支援することにより、安定した保育サービスの提供の継続を図る。

3. 内容

保育事業者等の負担を軽減し、良質なサービスを継続できるよう、補助を行う。

(1) 私立幼稚園、認可外保育所を除く保育所等

児童一人当たり: 月額 719 円(給食等の提供がない施設は 96 円)×在籍児童数

(2) 認可外保育所

1施設当たり: 月額1万円

(3) 病児・病後児保育事業

児童一人当たり: 日額 4 円×在籍児童数

4. 対象

(1) 補助対象期間: 令和5年4月1日～9月30日まで(半年間)

(2) 対象施設及び補助額 ※赤枠内の「私立幼稚園」が、区が独自に補助する部分です。

No.	対象施設	施設数	対象児童数	月額		補助額
				光熱費・食材費	光熱費のみ	
1	私立幼稚園	16	1,187	761,872	/	4,572,000
2	私立認可保育所	75	4,970	3,573,430	/	21,441,000
3	公設民営保育所	2	215	154,585	/	928,000
4	地域型保育事業	20	229	164,651	/	988,000
5	認証保育所	5	131	94,189	/	566,000
7	認可外保育所	33	926	330,000	/	1,980,000
8	病児・病後児保育事業	2	6	/	472	3,000
合計		153	7,664	—	—	30,478,000

5. 事業費(特財・一財内訳)

30,478 千円(特財 25,906 千円 一財 4,572 千円)

今後の見通し

経済情勢の動向を注視し、必要な支援を行う。

事業名	介護保険サービス提供事業者原油価格・物価高騰対策支援金支給事業
------------	---------------------------------

セールスポイント	東京都が実施する物価高騰緊急対策事業(6月補正予算)の対象となっていない事業所や経費について、介護保険サービス提供事業所に対し区独自の支援金を支給する。
-----------------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

本区においては、令和4年度に介護保険法第 8 条に規定する事業者及び介護療養型医療施設に対して、原油価格・物価高騰対策支援金を2回にわたって支給している。

今年度、東京都において、介護保険施設及び都の指定事業者に対する物価高騰対策支援金が支給されるが、対象外となっている事業所や経費に対して、区独自の支援を実施する。

2. 目的

都の支援金支給の対象外となっている地域密着型サービス事業所や経費に対する支援金を支給することにより、介護保険サービス提供事業所における事業の継続を支援する。

3. 内容

	東京都	区
入所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	介護療養型医療施設、有料老人ホーム、 ショートステイ、地域密着型サービス
通所・訪問	①通所系介護サービス ②訪問系介護サービス	地域密着型サービス

※入所の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の補足給付対象者以外の光熱費・食材費については、区が独自に補助します

※通所系・訪問系介護サービスの食材費についても、区が独自に補助します

4. 対象

介護保険法第8条に規定する事業者及び介護療養型医療施設

5. 事業費(特財・一財内訳)

需用費(事務用品): 20 千円

役務費(郵券): 52 千円

補助金: 34,936 千円

今後の見通し	後半 6 か月分においては、都の動向を注視し判断する。
---------------	-----------------------------

<p>事業名</p>	<p>地域活動支援センター物価高騰対策支援事業</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>東京都が実施する物価高騰緊急対策事業(6月補正予算)の対象となっていない地域活動支援センターに対し、区独自の支援金を支給する。</p>

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

豊島区においては、令和4年度、障害者総合支援法・児童福祉法に規定する事業者に加え、地域活動支援センターにおいても、原油価格等の物価高騰対策支援金(年間分)を2回に渡って支給している。

本年度においては、東京都において、障害者関連施設への物価高騰緊急対策事業による支給が実施されるが、地域活動支援センターは対象外となっている。

2. 目的

都の支援金支給の対象外となっている地域活動支援センター(障害のある方の居場所や日中活動の場)の事業継続を支援するため、支援金を交付する。

3. 内容

東京都の障害福祉サービス事業所の物価高騰緊急対策事業の通所系基準単価と同額を支給するもの。

通所系: @709円/人・月×定員数×6か月

4. 対象

豊島区内の地域活動支援センター 11 施設

5. 事業費(特財・一財内訳)

特財なし

一財内訳	需用費	事務用品	3千円
	役務費	郵券	1千円
	補助金		456千円
	計		460千円

今後の見通し

後半6か月分においては、都の動向を注視する。

<p>事業名</p>	<p>带状疱疹ワクチンの接種費用助成（接種者増による増額補正）</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・带状疱疹は 80 歳までに 3 人に 1 人がかかり、強い痛みを伴うことが多く、症状の軽減にはワクチンが効果的。 ・接種費用を助成することで、ワクチン接種に要する区民負担を軽減、発症及び重症化を予防して区民の健康増進を図る。

<p>事業の内容</p>	
<p>1. 事業実施に至った経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・带状疱疹ワクチンは、国が定める定期予防接種に該当しておらず、本区でも令和 4 年度まで公費の助成はなかった。 ・带状疱疹は 80 歳までに 3 人に 1 人がかかるといわれており、強い痛みを伴うことが多く、症状の軽減にワクチンが有効である一方、自己負担額が高く、公費助成の要望は多かった。 ・令和 5 年度より、東京都の補助事業に带状疱疹ワクチンの接種費用助成が追加されたため、補助金を活用して令和 5 年 6 月より、一部費用助成を開始している。 ・事業開始以降、当初の想定を上回る申込みがあり、今後も続くと見込まれるため補正予算を計上する。 <p><他区の状況> 実施済 21 区、実施予定 1 区(令和 5 年10月開始予定)</p> <p>2. 目的</p> <p>接種費用を助成することで、ワクチン接種に要する区民負担を軽減、発症及び重症化を予防して、区民の健康増進を図る。</p> <p>3. 内容</p> <p>50 歳以上の区民を対象に、接種費用の一部(自己負担額のおおむね 1/2 程度)を助成する。</p> <p>生ワクチンの場合:@5,000 円×1 回助成、不活化ワクチンの場合:@11,000 円×2 回助成</p> <p>4. 対象</p> <p>50 歳以上の区民の方で、豊島区の助成を初めて受ける方</p> <p>5. 事業費(特財・一財内訳)</p> <p>補正予算額:93,691 千円</p> <p>接種費用 90,380 千円、事務費 646 千円、申請受付・予診票発送等経費 2,665 千円</p> <p>特定財源:56,722 千円 (都)带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金</p> <p>一般財源:36,969 千円</p>	

<p>今後の見通し</p>	<p>引き続き同様の内容で継続予定</p>
----------------------	-----------------------

<p>事業名</p>	<p>プラスチックの資源回収</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源回収を契機に、区民が環境を自分事として捉え、環境への関心を高める機会となる。 ・資源回収しリサイクルすることで、燃やすごみが減り、二酸化炭素発生量が削減できる。 ・区内全域での資源回収は 23 区で6番目。 ・豊島区民一人1日あたりのプラスチック資源回収量が、これまでの 1.3gから 24.1g(想定)に大幅増加。23 区でも上位にランクアップ。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

本区は、SDGs未来都市として、脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指している。今後は「オールとしま」での取組みを加速させていく必要がある。

また、国が「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を令和4年4月に施行し、区市町村には製品プラスチックを含めたプラスチックを資源として回収することが努力義務とされている。

2. 目的

「ゼロカーボンシティ」実現に向けた取組みの一環として、プラスチックの資源回収を実施する。

3. 内容

製品プラスチックを含めたプラスチック全品目を資源として一括回収し、リサイクルする。

4. 対象

区内一部地域でのモデル事業実施(令和5年4月から)

区内全域での本格実施(令和5年 10 月から)

5. 事業費(特財・一財内訳)

単位(千円)

経費内訳	R5	R6	R7	R8	R9
収集・運搬経費	237,080	372,688	372,688	372,688	372,688
中間処理経費	110,533	199,231	199,231	199,231	199,231
周知経費	15,352	2,397	2,397	2,397	2,397
集積所経費	23,626	175	175	175	175
歳出合計	386,591	574,490	574,490	574,490	574,490
特財(都補助金)	92,086	153,476	107,433	46,043	0
一財合計	294,505	421,014	467,057	528,447	574,490

6. 他区状況

① 分別収集の状況(令和5年8月1日現在)(※1)

プラスチック全品目(プラスチック製容器包装と製品プラスチック)を一括回収しているのは、6区(全地域での実施4区。一部地域での実施2区)。

収集品目	収集方法	区名
プラスチック全品目(プラスチック製容器包装全品目+製品プラスチック)	週一回 集積所回収	千代田、港、渋谷、北、目黒【全域5区】(※3) 大田、豊島【一部実施2区】
プラスチック製容器包装全品目		江東(※2)、中央、新宿、品川(※4)、中野、杉並、練馬、葛飾、江戸川 【9区】
プラスチック製容器包装一部品目		台東、墨田(※5)、荒川 【3区】
なし	拠点回収	文京、世田谷、板橋 【3区】
なし		足立(※6) 【1区】

※1 令和5年8月1日現在の各区ホームページ公表情報により作成。

※2 江東区が令和5年10月から製品プラスチックを追加(プラスチック全品目回収へ移行)

※3 令和5年10月時点で区内全域でプラスチック全品目を回収する区は7区となる。

(千代田、港、渋谷、北、目黒区、豊島区、江東区)

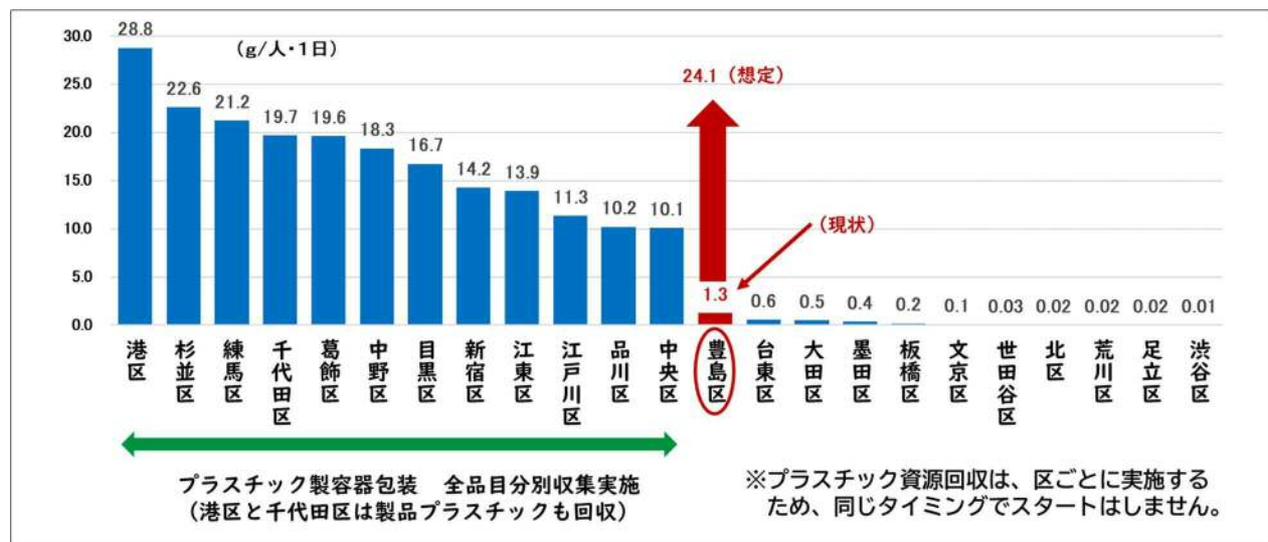
※4 品川区が令和5年10月から一部地域で製品プラスチックを追加。

※5 墨田区が令和5年10月から一部地域でプラスチック全品目開始。6年4月から全域に拡大。

※6 足立区が令和6年4月から一部地域でプラスチック全品目開始。

② 区民1人1日あたりのプラスチック回収量(令和3年度)

現状は1.3gであるが、資源回収を実施することで、24.1g回収できると想定している。



出典:清掃事業年報別冊 令和3年度Ⅲ リサイクル編より作成

※各区の令和4年度のデータは、5年9月中旬に公開予定

今後の見通し

- 豊島区版ごみ分別アプリの多言語(英・中・韓)対応開始(10月)
- 集積所看板の表示変更(9月末頃)
- 区内全域でプラスチックの資源回収を開始(10月～)
- 希望に応じて、出前説明会の開催(10月以降も継続)

事業名	区民による事業提案制度
------------	-------------

セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区民が事業提案をし、区民による投票で選定する事業。今年度より新たに開始。 ・8月1日～9月15日受付、提案件数233件 ・提案締め切り後、提案内容の審査を行い、10月中旬に区民投票を予定。
-----------------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

「もっと区民に近い存在になるための区役所改革」の第2弾として、区民による事業提案を募り、事業化を進める「区民による事業提案制度」を、今年度新たに実施する。

2. 目的

- (1)従来の発想にとらわれない新たな視点から、課題の抽出及び課題解決を目指す。
- (2)区政に係る諸課題に対する提案を区民から募集し、さらに区民が直接選ぶことにより、区民の声を直接施策に反映させることにより、区政参画の新たな仕組みを構築する。
- (3)区民の声を活かす新たなチャンネルを増やすことになり、区民の区政参画をさらに進めるとともに、区政が区民に身近となることを目的とする。
- (4)「事業提案」という形で、これまでつながりにくかった区民との新たなつながりを確保する。

3. 内容

8月1日～9月15日	提案受付
9月～10月	提案内容の審査 → 区民投票にかける提案を選定
10月～11月	区民投票 → 予算化する提案を選定
～12月	予算編成
2月～3月	予算案審議
令和6年度	事業実施

4. 提案者

- ・豊島区内に在住・在勤・在学の方(年齢制限なし) ※区職員・区議会議員等は対象外
- ・豊島区内に拠点を有する、企業・団体・学校・グループ
※区民投票は豊島区内に在住の方対象

5. 上限額

提案1件につき1000万円を上限とする

今後の見通し	上記「3」の通り
---------------	----------

<p>事業名</p>	<p>軟骨伝導式イヤホン(集音器)の設置</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴者の聞こえをサポートし、円滑なコミュニケーションを実現。 ・音漏れが少なく、個人情報等に配慮した相談対応が可能。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・コロナ禍により深刻化した高齢者の「聞こえ」の問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因になっているため、ヒアリングフレイル対策が喫緊の課題となっている。「難聴」は、徐々に進行していくために気づきにくく、高齢者の約半数が耳の聞こえの問題を抱えているとされている。こうした状況を踏まえ、本区では平成 30 年度より補聴器の購入費助成を開始し、さらに令和 2 年度からヒアリングフレイル対策に取り組んでいる。
- ・2025 年に東京で開催されるデフリンピックに向けて、聴覚障害や難聴に関する理解促進、支援のあり方についての普及啓発を進めていく必要があり、様々な「聞こえ」の問題に対応するためのさらなる環境整備が必要である。

2. 目的

- ・軟骨伝導式イヤホンを窓口モデル設置することにより、難聴者に対して聞こえをサポートし、特性である音漏れの少なさを活かし、個人情報に配慮した相談対応を行う。

3. 内容

区役所本庁舎等 窓口 5 か所に軟骨伝導式イヤホン(集音器)を設置する。

設置場所 3 階 総合窓口課、4 階 区民相談課、高齢者福祉課、障害福祉課 窓口
分庁舎内 豊島区民社会福祉協議会(設置場所調整中)

設置物: 窓口用軟骨伝導式イヤホン(cheero Otocarti MATE)

4. 対象

窓口に来庁される、高齢や障害による難聴者等、聞こえの不安を抱える方

5. 事業費(特財・一財内訳)

160 千円(一般財源)

今後の見通し

窓口でのモデル設置の利用状況を確認し、検討。

<p>事業名</p>	<p>としま子どもの権利相談室の開設</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>○第三者機関の「子どもの権利擁護委員」による中立性及び独立性を担保した相談窓口。 ○「子どもの権利相談員」が定期的に子どもの施設にアウトリーチして子ども達と交流しながら、困ったときは相談ができる身近な相談先として知ってもらえるように活動していく。</p>

事業の内容

1. これまでの経緯

○豊島区では、子どもを権利の主体として位置付けるため、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、子ども会議などの子どもの社会参加の推進、子どもの遊びや居場所づくりなど、子どもの権利を保障するための取り組みを実施したところである。

○条例に基づき、平成22年度に設置された子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害を救済・回復するために設置されたが、子どもからの相談を子どもの権利擁護委員につないでいくためには、子どもが理解しやすい体制の構築が求められる。

○また、適切な相談につなげていくためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について、正しく知ることが重要となる。

2. 目的

子どもからの声や SOS を受け、権利侵害にかかる相談を子どもの権利擁護委員につなげることで迅速かつ適切な救済を図るとともに、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利の普及啓発を図るため、新たに「としま子どもの権利相談室」を開設する。

3. 内容

(1)場 所 千登世橋教育文化センター1階(豊島区雑司が谷3丁目1-7)

(2)開設時期 令和5年9月6日

(3)開設時間 火～土曜日 10時～17時45分(祝日、年末年始除く)

現在、土曜日の開設は準備中ですが、準備ができ次第開設します

(4)体制

子どもの権利擁護委員(第三者機関)	3名(弁護士2名、臨床心理士1名)
子どもの権利相談員(会計年度任用職員)	2名

※事務局3名(専任1、兼務2)

(5)相談方法 対面、電話、メール、手紙、FAX

4. 対象

区内在住、在学、在勤の18歳未満の子ども

5. その他

子どもの権利相談室の趣旨に賛同いただいた IKEA さんより、相談室を訪れた子どもが安心して相談できる空間となるような家具の寄贈をうけた。

今後の見通し

令和6年「子どもの権利相談室」の愛称募集

<p>事業名</p>	<p>〈新型コロナウイルスワクチン〉 令和5年秋開始接種</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチンの令和5年秋開始接種では、初回接種を完了した生後6か月以上のすべての方が接種対象となっており、オミクロン株 XBB.1 系統に対応したワクチンで追加接種をすることで、発症及び重症化を予防して区民の健康増進を図る。 ・医療機関や三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)等との協力・連携により、区民が安心して接種できる区内医療機関での「個別接種」を基本とした接種体制を構築し、ワクチン接種を推進する。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・新型コロナウイルスワクチン接種は、令和3年2月の初回接種開始以降、特例臨時接種として全額公費で実施
- ・新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から「5類感染症」に移行されたが、新型コロナウイルスワクチン接種については、特例臨時接種期間が令和6年3月31日まで延長され、令和5年度中は自己負担なしでの接種が継続される。
- ・令和5年9月20日からは、初回接種を完了したすべての方を対象として、オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチンを使用した追加接種を実施。

2. 目的

ワクチン接種を推進し、区民の新型コロナウイルスに関する発症及び重症化を予防して、区民の健康増進を図る。

3. 内容

新型コロナウイルスワクチンの初回接種を完了し、追加接種を希望する方に対してオミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチンを使用した接種を行う。

接種券は、9月6日から(前回接種日から3カ月の接種間隔に応じて)順次送付を開始。令和5年春開始接種の対象者でない方などは、接種券の発行申請が必要となる。

接種会場は、個別接種会場として区内約170か所の医療機関及び、集団接種会場として池袋保健所(10月7日以降の開設予定)。 ※「土日」に実施。ただし、乳幼児健診など、保健所業務で使用する日を除く

集団接種会場の予約は、9月22日午前9時から受付開始。

電話(豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター TEL 0120-567-153)

又はウェブ(<https://vaccines.sciseed.jp/toshimaku/login>)での申請となる。

(参考)区ホームページ「令和5年秋開始接種」

<https://www.city.toshima.lg.jp/496/2307271115.html>

(参考)個別接種実施医療機関一覧

<https://www.city.toshima.lg.jp/496/2307211048.html>

4. 対象

初回接種を完了した生後6か月以上の方

5. 事業費(特財・一財内訳)

特定財源:2,552,212 千円

(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国保補助金・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国保負担金)

今後の見通し

令和5年度中は同様の内容で継続予定